

諮問番号：諮問第98号－1～6

答申番号：答申第98号－1～6

答申書

第1 審査会の結論

福津市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却するのが相当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおり。

- (1) 本件処分は、私の厳しい暮らしの実態を十分に調査、検討されないまま出された保護決定処分であり、日本国憲法（以下「憲法」という。）第25条と法に違反する違憲、違法な処分である。

そもそも審査請求人は、本件処分が行われる以前でも、毎日の食事や光熱費の支払いを捻出するのに精一杯であり、食事や光熱費を切り詰め、親族の冠婚葬祭さえ出席できず、趣味に金銭をまわすことなど到底できない生活を送っている。

- (2) 「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）の設定や改定は、法第8条第1項によって厚生労働大臣に委任されているが、厚生労働大臣の自由で広範な裁量に委ねられているわけではなく、その委任の範囲を逸脱してはならないのであり、裁量については生存権や法第3条及び法第8条の規定により条件付けられた範囲に限定されているので、厚生労働大臣がその範囲を逸脱したり、権限を濫用したりしたときは、保護基準の設定は違憲、違法かつ不当なものとなる。

厚生労働大臣が平成30年9月4日付けで行った保護基準の改定は、専門的かつ科学的な見地から保護基準の評価及び検証を行ってきた社会保障審議会生活保護基準部会での審議を無視し強行されたもので、厚生労働大臣の裁量を逸脱し、法第1

条、第3条並びに第8条第1項及び第2項に違反する告示に基づいて行われた本件処分は、法第56条の正当な理由がないといわざるを得ない。

- (3) 本件処分は、職権による保護変更であるため、法上、書面による通知及び当該書面の通知における理由の付記が必要である。また、不利益な行政処分であるので、行政手続法（平成5年法律第88号）第14条によっても名宛人である審査請求人に対する理由の提示が求められる。

一般に法律が行政処分の理由を付記するものとしている場合、どの程度の記載をなすべきかは処分の性質と理由付記を命じた各法律の規定の趣旨、目的に照らしてこれらを決定すべきと最高裁も判示している。

行政手続法第14条第1項が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、行政庁の判断の慎重と合理性を担保して、その恣意を抑制するとともに、名宛人に不服申立ての便宜を与える趣旨であると解されている。

また、法第25条第2項において準用する法第24条第4項が書面による理由の通知を求めたのは、保護の実施機関の判断の慎重と公正・妥当を担保して、その恣意を抑制するとともに、申請者に不服申立ての便宜を与える趣旨である。

このような理由付記制度の趣旨から、付記すべき理由は、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して保護変更がなされたものかを保護利用者においてその記載自体から知り得るものでなければならない。

本件処分で審査請求人に通知した生活保護変更通知書には概ね「基準改定」としか記載されておらず、これらの記載のみで保護変更処分がいかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用してなされたのかを知ることは困難である。

よって、本件処分は十分な理由付記を行っていないため、法第25条第2項において準用する法第24条第4項及び行政手続法第14条に違反し、違法である。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知及び問答集に沿って適正に行われたものであり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点及び判断は以下のとおりである。

1 保護基準自体の適法性について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定及び厚生労働大臣の合目的裁量に保護基準の設定を委ねる法の趣旨により、審査庁は、法及びその委任に基づき制定された保護基準自体の適否及び当否を判断する権限を有していないため、その判断をすることはできない。

したがって、保護基準は適法なものとして以下判断する。

2 本件処分に係る生活保護費支給額の算定

本件処分に係る生活保護費支給額の算定は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われており、違法又は不当な点はない。

3 理由の付記について

本件処分に係る生活保護変更決定通知書の理由の付記が、法が通知書に理由を付記しなければならないとした趣旨を没却し、行政手続法第14条第1項及び法第25条第2項において準用する法第24条第4項に違反しているとは認められない。

そのほか、本件処分に違法又は不当と評価すべき点はない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年6月16日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和2年11月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

本件処分的前提である保護基準は法第8条の規定による委任立法であるから、委任した法との関係において一見して重大かつ明白な瑕疵がない限り、当該委任立法をそのまま適用すべきものと解するのが相当であり、そのような瑕疵が存在しない以上、当審査会では、保護基準が適法なものであることを前提として以下判断する。

審査請求人は、保護基準が改定されたことに伴い行われた本件処分は違法又は不当であると主張しているが、本件処分は法令や国の通知に沿って適法かつ妥当に行われたものであって、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

また、本件処分の通知書に記載された「基準改定により」という理由は簡潔ではあるものの、保護基準の改正内容は本件処分以前に告示されており、少なくとも通知を受けた段階で処分の理由は明らかになることから、審査請求人による不服申立ての便宜を損なうものということとはできない。さらに、本件処分は、保護基準の改正に伴って、当該基準どおりの処分を行うものであり、処分庁による恣意的な判断が介入するおそれはないものといえる。よって、本件処分は、行政手続法第14条第1項及び法第25条第2項において準用する法第24条第4項に規定する要件を欠いた違法又は不当な処分であるとは認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大 脇 成 昭

委員 樋 口 佳 恵

委員 谷 本 拓 也